平成 17 年(行ツ)第 33 号 平成 17 年(行ヒ)第 37 号

#### 決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成 16 年(行コ)第 233 号不当労働行為救済命令取消請求事件について,同裁判所が平成 16 年 10 月 27 日に言い渡した判決に対し,上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって,当裁判所は,次のとおり決定する。

#### 主文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

#### 理由

### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは,民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ,本件上告理由は,理由の不備をいうが,その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって,明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

## 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば,本件は,民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

### 平成17年6月16目

最高裁判所第一小法廷

# 当事者目録

上告人兼申立人 株式会社東京カンテイ 被上告人兼相手方 東京都労働委員会

同参加人 情報産業労働組合連合会

同参加人 情報労連・東京カンテイ労働組合